

令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、令和 6 年に策定した「ふじさわシティプロモーション推進方針」に基づき、本市のシティプロモーションを効果的・効率的に推進するため、事業者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

(4) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

藤沢市長 鈴木 恒夫

イ 提案募集事務局

藤沢市 企画政策部 広報シティプロモーション課 シティプロモーション担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 藤沢市役所本庁舎 6 階

電話：0466（50）3500

メールアドレス：fj-citypro@city.fujisawa.lg.jp

担当：藤井・渡辺・関川

3 提案事業者 zu 要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」による、令和 5・6 年度競争入札参加資格名簿（一般委託）に登録されていること（営業種目は問いません）。
- (3) 公募日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条又は第 4 条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除くものとします。
- (6) 民間事業者の PR 業務またはプロモーション活動支援またはプロモーションコンサルティングを元請けとして請け負った実績を令和 2 年度以降に有すること（製作業務のみの場合を除く）。なお、現在進行中の事業も含むものとします。
- (7) 官公庁でのシティプロモーションに関連する業務を元請けとして請け負った実績を令和 2 年度以降に有すること（制作業務のみの場合を除く）。なお、現在進行中の事業も含むものとします。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 選考スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。

(1) 公募期間	2025年(令和7年)1月22日(水)～2月5日(水)午後5時まで
(2) 実施要領等への質問期間	2025年(令和7年)1月22日(水)～2月5日(水)午後5時まで
(3) (2)で提出された質問に対する回答	2025年(令和7年)2月7日(金)までに市公式ホームページ上で随時回答
(4) 参加申込の締め切り	2025年(令和7年)2月5日(水)午後5時まで
(5) 一次審査結果の通知	2025年(令和7年)2月10日(月)までに通知
(6) 企画提案書等の提出	2025年(令和7年)2月27日(木)午後5時まで
(7) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	2025年(令和7年)3月12日(水)(予定)
(8) 選考結果の通知	2025年(令和7年)3月19日(水)までに通知

5 参加申込

本案件に参加を希望する場合は、「3 提案事業者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）：1 部

イ 会社の事業概要がわかる案内等の資料：1 部

ウ 民間事業者のPR業務またはプロモーション活動支援またはプロモーションコンサルティングにおける業務受託実績書（様式 2）：1 部

エ 官公庁でのシティプロモーションに関連する業務受託実績書（様式 3）：1 部

オ 直近年度の納税証明書

- ・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書もしくは未納のないことの証明（納税証明その 3 の 3）

- ・市内に事業所がある場合、法人市民税、固定資産税に係る納税証明書（固定資産がない場合は、無資産証明書を提出してください。）

※「ウ」、「エ」については、最大 4 件記入してください。なお、内容については業務の規模が分かるように記載してください。

（2）提出期間

公募開始から 2025 年（令和 7 年）2 月 5 日（水）までの開庁日のうち、午前 9 時から正午及び午後 1 時から 5 時まで（郵送の場合は同年 2 月 5 日（水）午後 5 時必着）。

（3）提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「シティプロモーション推進事業参加申込書在中」と朱書きし、配達証明ができる方法（「書留」、「特定記録」等）で郵送してください。

6 質問及び回答

本案件に関わる質問がある場合には質問書（様式 4）を提出してください。

（1）受付期間

2025 年（令和 7 年）1 月 22 日（水）から 2 月 5 日（水）午後 5 時まで

（2）提出方法及び提出先

E メールにて「2 業務の概要（4）発注者及び提案募集事務局 イ 提案募集事務局」に記載したメールアドレスに送信してください。メールのタイトルは「シティプロモーションプロポーザル質問書」としてください。

（3）質問への回答

2025 年（令和 7 年）2 月 7 日（金）までに市公式ホームページ上で随時回答します。

なお、回答に対する再質問は受け付けません。

7 一次審査（書類審査）

提出された参加表明提出書類等について、資格要件の確認や不備がないか書類審査を行い、審査結果については 2025 年（令和 7 年）2 月 10 日（月）までに参加申込書（様式 1）にあ

る E メールアドレス宛に通知します。

なお、一次審査通過者には併せて二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の時間を通知します。

また、提案提出者が 5 者以上の場合は、事務局による書類審査（実績）により、原則として評価点上位 4 者のみプレゼンテーションを実施できるものとします。

8 企画提案書等の提出

一次審査を通過した提案事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、「写し」についてはいずれも会社名等を空欄にしてください。

（1）提出書類

ア 企画提案書：原本 1 部、写し 7 部

企画提案書作成要領（別紙 1）に基づき作成したもの。

イ 責任者及び担当者一覧（任意様式）：1 部

担当者ごとのプロモーション活動支援実績（コンサルティングを含み、製作業務は含まない）を記載してください。なお、現在進行中の事業も含むものとします。

ウ 見積書（様式 5）：原本 1 部、写し 7 部

10,611,700 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。この金額を超える場合は失格とします。

また、内訳書（任意書式）を添付してください。

（2）提出期限

2025 年（令和 7 年）2 月 27 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

（3）提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「シティプロモーション推進事業企画提案書在中」と朱書きし、配達が証明できる方法（「書留」、「特定記録」等）で郵送してください。

また、提出書類（原本及び写し）を PDF 化し、上記提出期限までにタイトルを「シティプロモーション企画提案書等」とし、E メールで送信してください。

※提案募集事務局のメールアドレスは、「2 業務の概要 （4）発注者及び提案募集事務局 イ 提案募集事務局」を参照してください。

9 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

（1）実施日時

2025 年（令和 7 年）3 月 12 日（水）（予定）

※実施時刻については、一次審査結果通知時に、提案事業者へ E メールで通知します。

(2) 実施場所

藤沢市役所 本庁舎 6 階 6-1 会議室 (予定)

(3) 時間配分

各提案事業者概ね 40 分間 (準備時間含めプレゼンテーション 25 分、質疑応答 15 分)

※実施場所への入室に要する時間はプレゼンテーションの時間に含めません。

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、原則として本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。また、出席者は最大 5 名までとします。

※プロジェクター (パソコン出力は HDMI 端子のみ可)、スクリーン、電源、マイクは市が用意しますが、その他、必要なものがある場合は提案事業者が用意してください。

※当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外を配布・投影しないものとします。

※当日のプレゼンテーションでは、配布資料、プレゼンテーション資料の中に会社名を記載しないでください。また、口頭においても会社名を名乗らないでください。

10 選考方法

(1) 選考・審査方法

公募型プロポーザル方式とし、令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託事業者選考委員会 (以下「選考委員会」という。) の委員が、(2) の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。

選考委員は 7 人とし、各選考委員の持ち点は、令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業事業者企画提案評点表の審査項目 1 から 8 までの評価点の合計点の 100 点を満点とします。

各選考委員の評価点を合計した点 (以下「合計点」という。) が最も高い者を優先交渉事業者とし、合計点が 2 番目に高い者を第 2 位優先交渉事業者とします。この場合において、合計点の同じ者が 2 者あるときは、見積金額が安価な者から順に優先交渉事業者とし、それでも決定しかねる場合は、選考委員会委員長が決定するものとします。

ただし、各選考委員の評価点の平均値が満点の 60%未満であるときは、当該提案事業者を優先交渉事業者として認めません。

※評価点は提案事業者ごとに合計点のみ公開します。また、提案事業者名は優先交渉事業者及び第 2 位優先交渉事業者のみ公開します。

(2) 審査項目

令和 7 年度ふじさわシティプロモーション推進事業事業者企画提案評点表	
審査項目	
1 事業趣旨の理解度	
	当市のシティプロモーションにつながる事業の提案となっているか
	「ふじさわシティプロモーション推進方針」を踏まえた内容となっているか
2 事業内容	
	藤沢市民の郷土愛を醸成させる具体的で実現性のある提案が含まれているか
	全体を通して、SNS並びに公式マスコットキャラクター「ふじキュン♡」を主軸とせず、かつ効果的な事業提案となっているか
	藤沢北部の魅力をアピールするための効果的な事業提案があるか
	必須事業について具体的な提案が含まれているか
3 PR活動	
	メディアへの露出獲得に独自のルートや強みを持った提案となっているか
	幅広い知識や専門のノウハウなどを活かした提案になっているか
4 効果測定及び効果検証	
	実施する事業に対して、妥当な効果測定方法が提案されているか
	効果測定に基づき、定期的に事業の見直し、修正を行うことができる効果検証体制となっているか
5 全体のスケジュール	
	具体性のある実現可能なスケジュールとなっているか
6 業務執行体制	
	各業務内容ごとに安定的に実施できる執行体制となっているか
7 価格(事務局による評点項目)	
	価格による評価
8 実績(事務局による評点項目)	
民間事業者の業務受託実績	PR業務、プロモーション活動支援、プロモーションコンサルティングの実績は十分か
官公庁での業務受託実績	シティプロモーションに関連する実績は十分か

(3) 選考結果通知

選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2025 年（令和 7 年）3 月 19 日（水）までに文書で通知するとともに、市ホームページ上において優先交渉権者を公表します。

なお、審査結果についての異議申し立ては受理しません。また、選定に係る経過については原則として公表しません。

1 1 契約の締結について

(1) 契約期間

契約締結日（2025 年（令和 7 年）4 月中を予定）から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

(2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、優先交渉事業者と調整をした上で決定します。なお、仕様の調

整が不調となった場合は契約を行わず、第 2 位優先交渉事業者に交渉権が移ります。

1 2 委託料（令和 7 年度予算が藤沢市議会で議決されることが条件になります）

10,611,700 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※消費税及び地方消費税については、10%を想定してください。

1 3 提案の無効に関する事項

次の各号の一に該当するときは、その提案事業者の提案は無効とします。

- （1）提出物に虚偽の記載があるとき
- （2）企画提案書作成要領（別紙 1）に適合しないとき
- （3）優先交渉事業者の選考時点において本実施要領の「3 提案事業者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき
- （4）複数の企画提案書を作成し提案したとき
- （5）委託料の上限額を上回る見積書の提出があった場合
- （6）自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき
- （7）提案に関して談合等の不正行為があったとき
- （8）その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1 4 その他

- （1）本案件に応募するために掛かる費用は、すべて提案事業者の負担とします。
- （2）提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- （3）提案内容については、提案事業者が実施すること、提案事業者と市が協働で実施すること、他の事業者等に連携や協力を求めることなど、役割分担を明確にして提案してください。
- （4）提出された書類及びデータは返却しません。
- （5）提案事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- （6）提出された企画提案書の著作権は、提案の採否に係らず、提案事業者に帰属しますが、市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案事業者は著作権人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合は、「藤沢市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開することがあります。
- （7）シティプロモーションを継続して展開する必要があることから、受託者による実績が良好である場合、令和 8 年度、令和 9 年度についても随意契約を行う場合があります。
また、同一業務内容に係る委託金額は原則不変とします（社会情勢等による変化を除く）。
- （8）令和 7 年度予算が藤沢市議会において議決されないときは、本プロポーザルは無効となる

場合があります。

- (9) 優先交渉権決定後、契約締結までに「3 提案事業者に要求される資格要件((2)を除く)」に記載の要件を満たさない場合、市の判断により契約を締結しないことができるものとします。

以 上